

○木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱

令和3年3月16日告示第44号

改正

令和4年3月30日告示第66号

令和6年3月21日告示第47号

木島平村住まいづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木島平村の自然環境や森林資源を活かし、集落環境や景観などと調和しながら、魅力ある農村らしい景観を形成し、高齢者になっても子どもや孫たちと安心して暮らせる住まいづくりを目指して住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 補助の対象となる住宅の要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 組立式仮設建築物等の簡易なものでない木造住宅で、延べ床面積が70㎡以上であること。

(2) 次に掲げるアからエまでの特徴を備えており、別表1に掲げる基準内容の加算点数の合計が、満点の7割以上であること。

ア 景観にあった外観の整備

イ 安全で安心の住まい

ウ 環境に優しい住まい

エ 健康に優しい住まい

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）ほか関係法令を遵守した工事（廃棄物の処理等を含む。）であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第5条に規定する認定を受けた者で、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 住宅の新築工事をする者（交付認定の申請日において、40歳以下の者又は60歳以下の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する者）

(2) 本人及び同居の家族（同居を予定する者を含む。）が村税等（前住地等における

市町村税等を含む。)を滞納していない者

(3) 補助金の交付は、対象者につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 村内に営業所等を有する建設業者又は個人事業者（以下「村内事業者」という。）が施工する場合、工事費用の合計金額の10%以内で、100万円を限度とする。ただし、長野県産木材の活用に適合する場合は、工事費用の合計金額の15%以内とし、150万円を限度とする。

(2) 村外事業者（村内事業者以外）が施工する場合、工事費用の合計金額の10%以内で、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付認定の申請日において、交付対象者が属する世帯に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、子1人当たり5万円を加算することとし、加算額は15万円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第2号ウの基準内容の加算点数の合計が7点以上である場合は10万円を加算する。

4 第1項の規定にかかわらず、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価（別表2）の要件を全て満たしている場合は、50万円を加算する。ただし、前項が適用される場合は、加算額を40万円とする。

5 補助金に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 補助金は、対象となる工事が完了した後に交付する。

7 第2項から第4項の規定は、村外事業者が施工する工事については適用しない。

(事業の認定)

第5条 交付対象者で事業の認定を受けようとする者は、当該住宅の工事に着手する前に、木島平村住まいづくり促進事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。なお、申請する者は住宅の登記名義人と同一とする。

(1) 収支予算を明らかにする書類

(2) 別表1の要件を満たしていることの説明書（様式第2号）

(3) 工事の実施場所を示す位置図及び現場写真

(4) 工事の内容を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図等）

- (5) 工事の実施に係る契約書又は経費の内訳が確認できる見積書の写し
- (6) 第4条第2項を適用する場合は、世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- (7) 第4条第4項を適用する場合は、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価書の写し
- (8) 村外居住者の場合は、居住する市区町村税に未納がないことを証明する納税証明書及び世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- (9) その他村長が必要と認める書類

2 村長は前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、認定の可否を通知するものとする。

（工事の着手）

第6条 前条の規定により事業認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた日から、3月以内に工事着手（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいう。）し、着手後7日以内に村長に届出なければならない。

（変更及び中止の承認申請）

第7条 認定者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、木島平村住まいづくり促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じないものについては、この限りでない。

2 第5条の規定は、前項の承認について準用する。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 認定者は、認定があった事業が完了したときは、事業完了後30日以内若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 契約書の写し（変更があった場合及び申請時に契約書の添付がない場合）
- (3) 工事写真
- (4) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
- (5) 法第6条第1項の規定による確認済証及び法第7条第5項及び法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

(6) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受領後、木島平村住まいづくり促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正の行為があったとき。

(2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第12条 村長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求めるとともに、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を担当職員に指示することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。